

## 現行の都道府県と政令指定都市の関係

### 大きな課題は生じていないとする意見

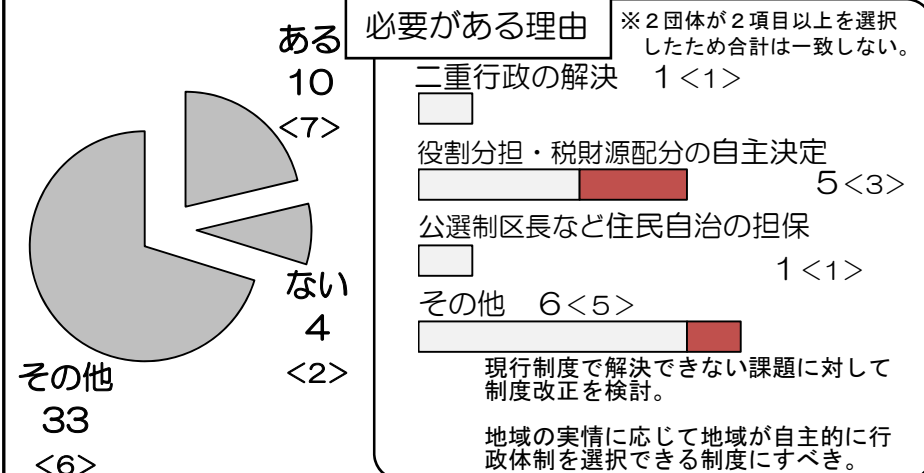
- 「二重行政」について大きな課題ありとの認識なし
- 役割分担し相互に補完することで、サービスを充実
- 協議の場を設け、役割の明確化や適正化  
(15道府県のうち11道府県で設置あり)

### 課題を指摘する意見

- ①類似の施策・サービスが非効率な形で実施されている
  - ・施設の重複（野球場・図書館等）
  - ・非効率な事業実施（制度融資、公的試験研究機関等）
- ②関連する施策のつなぎ目に齟齬が生じている
  - ・河川整備（県）と下水道整備（市）の事業調整が不十分  
⇒効果的なゲリラ豪雨対策につながらない
- ③都市圏全体の広域調整機能が確保されていない
  - ・府市の連携がうまくいかず、学校の休校措置がずれた  
(新型インフルエンザへの対応)
- ④事務配分と財源配分にねじれが生じている
  - ・教職員の任命・配置は政令指定都市、給与負担は道府県

## 各政党の大都市制度改革案に対する都道府県の意見

○東京都以外に特別区を設置する制度の必要性  
<>内は指定都市のある15道府県の回答数



### [その他意見]

- 制度の内容次第。
- 制度的解決よりも、県市の密接な連携で相当程度解決できる。
- 地方自治制度全体のあり方を含めて議論すべき。

### 必要がない理由

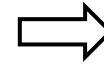
- 運用面で解決可能 2 <1>
  - 大都市なし 1 <0>
  - その他 1 <1>
- 地域主権の確立は、道州制を導入の上、基礎自治体が自立する方向で進めるべき。

地域主権改革では、地方は地域のことは地域がそれぞれ自主的に選択・決定できる仕組みを求めている。その上で、今般の大都市制度改革については、

- 「二重行政」サービス問題の多くは、現行でも運用面でより良い解決を図れるとの意見がある。
- 一方、運用面で解決できない課題に対して制度的な解決を図る選択肢として、新たな大都市制度の導入も有効であるとの意見もある。

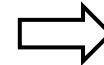
## 政令指定都市が主張する「特別自治市構想」について

○「特別自治市構想」は都道府県の果たす広域調整機能を制度的に担保しない議論



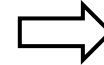
道府県全体の広域調整機能が低下する恐れ

○大都市市域に偏在する税源を周辺市町村に再配分する機能は特別自治市では不可能（市域外への市税再配分は不可）



周辺自治体との財政力格差が拡大する恐れ

○特別自治市の市長は基礎自治体と広域自治体の長を一人で兼務



本来の基礎自治体の機能が十分発揮できなくなる恐れ

### 《都道府県の果たす広域調整機能》

- ・道府県は大都市市域の税財源や人的資源等も活用し、市域を超えた広域調整機能を発揮
- ・警察行政や河川管理など広域で取り組んだ方が効果的・効率的な事務を実施
- ・具体的なものとしては、広域的応援が必要となる防災・災害対策、大きな枠組みで考える必要がある産業政策など

## 大都市制度の議論に当たっての留意点

○大都市制度のあり方は、広域調整機能を担う都道府県制度のあり方と表裏一体。全国知事会の意見もよく踏まえるべき

○政令指定都市の状況（人口等の規模、都市機能の集積状況や成熟度など）は様々であるので、都市の態様を踏まえた議論が必要

○大都市のみを議論するのではなく、併せて周辺市町村への影響も考慮すべき

○大都市と都道府県の財源配分の見直しに当たっては、都道府県の現行の財源構成も踏まえた議論が必要  
例）都道府県が臨財債の起債により調達している部分まで、大都市への税源移譲の対象と考えるのか